

区民等の意見の概要と区の考え方
(仮称)杉並区被災市街地復興整備条例(案)について

No.	意見の概要	区の考え方
1	<p>第4条区の責務の部分に、被災後杉並区都市復興基本方針をたてる、とあるが、被災後はしばらく大混乱するので、被災前にプランを立てておく必要があるのではないかと。</p> <p>大災害(地震や風水害など)があったときのハザードマップは出来ているわけで、それをもとに、大災害があったら町はこうなるので、そうしたらこう復興したいという話を、今からしておく方がよいと思う。</p>	<p>大規模な災害に被災した直後は、緊急避難や応急・復旧対策等に伴う混乱が予測されるため、平時から被害状況を想定し、事前に区民や事業者の皆様の見解を伺いながら都市復興基本方針、都市復興基本計画を策定することは重要と考えます。</p> <p>市街地復興の取組については、平成30年1月に改定した杉並区震災復興マニュアルに規定しており、都市復興基本方針の策定は被災後2週間以内、復興対象地区の指定は1か月以内に行い、都市復興基本計画(骨子案)は被災後2か月を目途に策定することとしています。</p>
2	<p>速やかに復興計画を定めるとあるが、具体的に被災後どの程度の期間で計画を立てる予定か。被災地域の住民や事業者の意見を取り入れることが重要で、そのように計画にも記載されているが、被害が大きい場合、まず命を繋ぐことに精一杯となるのが想定され、復興計画を相談することにどのくらいの労力を割けるか疑問である。一方、生活再建には復興の見通しが早期に立つことが重要なので、被災前から地域と相談しながらある程度計画案を事前に立てておいてはどうか。</p>	<p>また、具体的な復興計画の策定に当たっては、被災状況や地域の特性を踏まえ、区と区民及び事業者が連携・協働して取り組むことが必要です。そのため、地域の自治会・町会、マンションの管理組合等の団体、まちづくり協議会等の組織を母体とする(仮称)地域復興協議会をあらかじめ準備し、地震被害シミュレーション結果をもとに、被災前に地域の課題や復興計画を検討し合意形成を図ることは有効と考えます。今後、地域の力を活かした復興基本方針及び復興基本計画の事前策定に向けて、区民及び事業者の皆様と協働してどのように進めていくか検討します。</p>
3	<p>壊滅的被害にあった場合を想定し、災害復興計画(災害に強いまちづくり、住み良い環境のまちづくり)を行政と住民との協働で、まちづくり委員会を今後活性化させたらどうか。</p>	
4	<p>区民及び事業者の責務について第5条は、第10条以降にすべきではないかと。</p> <p>復興事業の具体的内容が示されているのは第9条なので、区民及び事業者が復興事業に協力する責務と義務がある。とするのは、その後の項としたほうが理解しやすい。</p>	<p>条例(案)では、条例の構成として、第1条に条例の目的を掲げ、第3条の復興の理念において、復興に当たっては、区、区民及び事業者が協力して取り組むことを謳っています。これを受けて、第4条に(区の責務)、第5条に(区民及び事業者の責務)を続けて記載しています。</p>
5	<p>災害時に的確な情報を得るため、ドローンを飛ばし、上空より杉並区全体の状況を知りたい。それに依り避難の方向が決められると思う。</p>	<p>区では現在、スマートフォンアプリ「すぎナビ」の写真投稿機能を活用して、発災直後の被災状況を収集し、安全な経路を案内するなど区民の方に情報発信しています。ご指摘の点については、ドローンの活用の可能性も含め、今後の参考とさせていただきます。</p>